

信濃川水系千曲川砂利等の採取に関する規制計画

1. 対象区間

種 別	河川名	起 点	終 点	延長 (km)
幹 川	千曲川	左岸：長野県上田市大字大屋 字向井原地先 右岸：長野県上田市大字大屋 字南遠川原地先 (No. 109.5k)	左岸：長野県飯山市大字一山 字十二平地先 右岸：長野県下高井郡野沢温泉村 大字平林字広見地先 (No. 22.0k)	87.5
支 川	犀 川 (上流)	長野県松本市安曇川端地先 新湊橋 (No. 86.2k)	長野県東筑摩郡生坂村北陸郷 字沢口地先 日野橋 (No. 52.0k)	34.2
	犀 川 (下流)	左岸：長野県長野市大字 塩生字臥部地先 右岸：長野県長野市篠ノ井大字 小松原字北池地先 (No. 10.4k)	千曲川合流点まで (No. 0.0k)	10.4
	高 瀬 川	左岸：長野県安曇野市明科七貴野 花見地先 右岸：長野県安曇野市穂高北穂高 字孤島地先 (No. 1.1k)	犀川合流点まで (No. 0.0k)	1.1
	奈良井川	左岸：長野県松本市大字 島内平瀬字拾ヶ堰下地先 右岸：長野県松本市大字 島内平瀬字権現堂前地先 (No. 1.7k)	犀川合流点まで (No. 0.0k)	1.7
合 計			134.9	

別添一般図表示のとおり。

2. 規制の方針

千曲川及び犀川は、昭和45年4月1日に用途規制河川に指定し、直轄管理区間のすべてを対象区間としている。支川犀川においては、河床低下により砂利採取による取水施設及び河川管理施設等への影響が懸念されることから、第9次砂利採取規制計画（平成12年度策定）より砂利採取を禁止している。

千曲川においては、河川整備計画にて流下能力確保のため、河道掘削が位置付けられており、また、現在は、令和元年東日本台風出水による被害の軽減に向けた治水対策推進のための千曲川緊急治水対策プロジェクトにおいて、河道掘削を実施している。砂利採取により流下能力確保及び河道掘削事業の進捗にも繋がることから骨材需要以外にも幅広く河床材料を利用できるよう用途規制の指定を廃止し、流下能力不足区間を中心に砂利採取を計画的に許可していく方針である。

このようなことから、河川整備計画を基本に治水、利水、環境への影響を勘案の上、掘削基準河床、保安区域及び禁止区域等を設定し、令和3年度以降5箇年の規制計画については、河道掘削事業の進捗並びに早期の効果発現を考慮の上、採取可能量である7,942千m³（5箇年計画）を許可予定量とし、各年概ね1,588千m³を計画的に許可していく方針である。

なお、支川犀川及び二次支川高瀬川、奈良井川にあつては、昭和50年代までに大きく低下した河床が安定傾向にあるが、引き続き河川管理施設及び許可工作物への影響を考慮し全川禁止区域とする。

3. 掘削基準河床及び掘削基準断面

(1) 掘削基準河床

別添縦断面図表示のとおり。

種別	河川名	区間	掘削基準河床高	備考
幹川	千曲川	No. 109.5K ~ No. 60.0K	計画の低水路平均河床高	
		No. 60.0K ~ No. 60.5K	計画の低水路平均河床高 ~ 計画の低水路平均河床高+平水位	
		No. 60.5K ~ No. 22.0K	計画の低水路平均河床高+平水位	
支川	犀川	No. 86.2K ~ No. 52.0K	計画の低水路平均河床高	
		No. 10.4K ~ 合流点	計画の低水路平均河床高	
	高瀬川	No. 1.1k ~ 合流点	計画の低水路平均河床高	
	奈良井川	No. 1.7k ~ 合流点	計画の低水路平均河床高	

(2) 掘削基準断面

別添横断面図表示のとおり。

4. 禁止区域等

(1). 禁止区域

種別	河川名	起点	終点	延長(km)
支川	犀川 (上流)	長野県松本市安曇川端地先 新洲橋 (No. 86.2K)	長野県東筑摩郡生坂村北陸郷 字沢口地先 日野橋 (No. 52.0K)	34.2
	犀川 (下流)	左岸：長野県長野市大字塩生 字臥部地先 右岸：長野県長野市篠ノ井大字 小松原字北池地先 (No. 10.4K)	千曲川合流点まで (No. 0.0K)	10.4
	高瀬川	左岸：長野県安曇野市明科七貴野 花見地先 右岸：長野県安曇野市穂高北穂高 字孤島地先 (No. 1.1K)	犀川合流点 (No. 0.0K)	1.1
	奈良井川	左岸：長野県松本市大字島内平瀬 字拾ヶ堰下地先 右岸：長野県松本市大字島内平瀬 字権現堂前地先 (No. 1.7K)	犀川合流点 (No. 0.0K)	1.7
合計				47.4

別添管内図、平面図表示のとおり。

(2). 保安区域

別添管内図、平面図表示のとおり。

5. 掘削可能量及び採取可能量

種別	河川名	起点 (秆杭)	終点 (秆杭)	延長 (km)	掘削可能量 (千 m ³)	採取可能量 (千 m ³)	摘要
幹川	千曲川	No. 109.5	No. 22.0	87.5	9,434	7,942	
計				87.5	9,434	7,942	

(注) 禁止区域及び保安区域は対象としない。

6. 年次別計画

河川名	区間		年次別計画 (千m ³)								
			令和3年度			令和4年度			令和5年度		
	起点	終点	許可又は認可の予定量	採取可能量中の許可又は認可の予想量	流下予想量	許可又は認可の予定量	採取可能量中の許可又は認可の予想量	流下予想量	許可又は認可の予定量	採取可能量中の許可又は認可の予想量	流下予想量
千曲川	109.5	22.0	1,588	1,588	0	1,588	1,588	0	1,588	1,588	0
計			1,588	1,588	0	1,588	1,588	0	1,588	1,588	0

河川名	区間		年次別計画 (千m ³)								
			令和6年度			令和7年度			合計		
	起点	起点	許可又は認可の予定量	採取可能量中の許可又は認可の予定量	流下予想量	許可又は認可の予定量	採取可能量中の許可又は認可の予定量	流下予想量	許可又は認可の予定量	採取可能量中の許可又は認可の予定量	流下予想量
千曲川	109.5	22.0	1,588	1,588	0	1,590	1,590	0	7,942	7,942	0
計			1,588	1,588	0	1,590	1,590	0	7,942	7,942	0

(注) 禁止区域及び保安区域は対象としない。

※ 上記年次別計画にかかわらず、出水による異常堆積が発生し、河川管理上の支障が生じたなどの場合は、河川管理及び河川環境等への影響が生じない範囲で採取可能とする。